

(案)

環境審議会答申第 号
令和 年 月 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦 様

兵庫県環境審議会会長 中 瀬 勲

工場等に対する排水規制の見直しについて（答申）

令和6年9月20日付け諮問第58号で諮問のありました標記のことについて、
別紙のとおり答申します。

(別紙)

工場等に対する排水規制の見直しについて

兵庫県では、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）対象の工場等に対する排水規制として、法第 3 条第 3 項の規定に基づき、法第 3 条第 1 項の排水基準（以下「一律排水基準」という。）で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準（以下「上乘せ排水基準」という。）を定めている。

また、環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号。以下「県条例」という。）対象の工場等に対する排水規制として、県条例第 34 条第 1 項の規定に基づき、工場等における事業活動に伴って生ずるばい煙等の排出、発生又は飛散の量等の許容限度（以下「規制基準」という。）を定めている。

国では、令和 6 年 1 月に一律排水基準の改正を行ったことから、上乘せ排水基準及び規制基準について、下記のとおり見直す必要がある。

記

1 法対象の工場等に対する排水規制（大腸菌数に関する上乘せ排水基準）

(1) 見直しの考え方

- ア 規制項目は、現行の大腸菌群数（個/cm³）から大腸菌数（CFU/mL）とする。
- イ 対象とする特定事業場^{※1}は、現行の大腸菌群数に関する上乘せ排水基準を適用している特定事業場と同様とする。
- ウ 適用する基準値は、現行の大腸菌群数に関する上乘せ排水基準値相当の値とし、国の一律排水基準設定に関する考え方と同様の方法で算出する。

(2) 見直し内容

ア 瀬戸内海水域における有害物質以外のものに係る排水基準

区分		見直し前	見直し後
		大腸菌群数	大腸菌数
既設 特定事業場 ^{※2}	と畜場	日間平均 2,000 個/cm ³	日間平均 500CFU/mL
その他の 特定事業場 ^{※3}	医療業	日間平均 800 個/cm ³	日間平均 200CFU/mL
	研究、試験、検査等の 業務用の施設	日間平均 800 個/cm ³	日間平均 200CFU/mL
	その他の業種又は施設	日間平均 800 個/cm ³	日間平均 200CFU/mL

イ 円山川・矢田川・岸田川水域における有害物質以外のものに係る排水基準

区分		見直し前	見直し後
		大腸菌群数	大腸菌数
その他の 特定事業場※ ³	医療業	日間平均 800 個/cm ³	日間平均 200CFU/mL
	研究、試験、検査等の 業務用の施設	日間平均 800 個/cm ³	日間平均 200CFU/mL
	その他の業種又は施設	日間平均 800 個/cm ³	日間平均 200CFU/mL

※1 法に基づく特定施設を設置する工場・事業場

※2 「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」の施行日（昭和49年4月1日）より前に設置されていた特定事業場、水質汚濁防止法施行令の改正（特定施設の追加指定）等により新たに特定事業場となった事業場

※3 既設特定事業場以外の特定事業場（新設の特定事業場）

2 県条例対象の工場等に対する排水規制（大腸菌数等に関する規制基準）

(1) 見直しの考え方

一律排水基準の改正に伴い、規制基準を一律排水基準に合わせる。

(2) 見直し内容

区分	項目	見直し前	見直し後
一般 項目	大腸菌数	大腸菌群数 日間平均 3,000 個/cm ³	大腸菌数 日間平均 800CFU/mL
一般 項目	亜鉛含有量	5mg/L	2mg/L
健康 項目	六価クロム化合物	0.5mg/L	0.2mg/L
健康 項目	トリクロロエチレン	0.3mg/L	0.1mg/L
健康 項目	カドミウム及びその化合物	0.05mg/L	0.03mg/L
健康 項目	1,4—ジオキサン	—	0.5mg/L
健康 項目	1,1—ジクロロエチレン	0.2mg/L	1mg/L

健康 項目	ほう素及びその化合物	—	海域以外の公共用水域に 排出されるもの 10mg/L 海域に排出されるもの 230mg/L
健康 項目	ふっ素及びその化合物	(一般項目) ふっ素含有量 15mg/L	(健康項目) 海域以外の公共用水域に 排出されるもの 8mg/L 海域に排出されるもの 15mg/L
健康 項目	アンモニア、 アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物 及び硝酸化合物	—	1Lにつきアンモニア性窒 素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性 窒素の合計量 100mg